

## 10 危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年12月20日

Q．秋山委員

- 1 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業地の面積の平成27年度末の実績が1万9530ヘクタールであるが、その分母となる数値はどのくらいなのか。また、その整備率はどのくらいか。
- 2 実施例にある「川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業」で従前の建築物46棟が、1棟の集合住宅に建て替わっている。増床が可能となることで大きな付加価値を生み出し、それを事業費に充当できたのではないかと思われるが、46棟の所有者の自己負担はどうなっているのか。また、自治体はどのように関与しているのか。
- 3 緊急輸送道路沿道建築物について、県所管分については、既に5棟の耐震化が完了し、今年度更に3棟の耐震化が進むようだが、11市所管分の40棟についてはどうなっているのか。また、さいたま市所管分の耐震化状況についてはどうなっているのか。さらに、耐震化の費用負担について、国や県、市町村の負担割合はどのようになっているのか。
- 4 22の県営公園の非常電源の設置状況はどうか。また、それは搬入式か常設か。また、県南部地域の公園について、マンホールトイレ、やかまどベンチなどの整備状況と整備目標はどうなっているか。
- 5 内水ハザードマップを作成しなくてよい市町村もあると思うが、どのような状況か。
- 6 高校生災害ボランティア育成講習会は、文科省の委託という説明であったが、講習会を行うに当たり法的な裏付けはあるのか。また、この講習会参加者は、極めて限られた人数のように思うが、高校生活をしている間に、1回はこういう講習や受講ができれば良いと思う。参加者数を増やす努力はどのよう

にしているのか。さらに、生徒や教員が電車で遠いところから自己負担で来るのだろうが、自己負担をなくす方向で考えられないのか。

A．市街地整備課長

- 1 平成27年度末で、住宅系と商業系の土地区画整理事業、市街地再開発事業の施行済み面積と施行中の面積の合計は、2万2,135ヘクタールであり、この数値が分母となる。また、その整備率は約88%である。
- 2 市街地再開発事業は、土地を共同化・高度利用することで、公共施設を整備するとともに、古い建物を再開発ビルに建て替え、新たな床を生み出すものである。事業資金は新たに生み出された床の一部の売却金、国や地方公共団体からの補助金等で賄われる。従前の権利者の資産は、等価で再開発ビルの床に置き換えられ、事業費の負担はない。自治体の関与は、補助金交付等の財政的支援、都市計画決定、事業化に向けた手続き支援及び事業実施における技術的助言等である。

A．建築安全課長

- 3 11市所管分の40棟の耐震化状況については、診断実施済みが9棟、耐震化実施済みが5棟となっている。さいたま市の状況については、対象建築物が98棟と報告を受けている。現在、これらの建築物について耐震化状況の調査を実施していると聞いている。費用負担については、基本的に、国が3分の1、若しくは市が3分の1、所有者が3分の1となっている。補助メニューなど条件によって負担割合は変わってくる。

A．公園スタジアム課長

4 非常用電源は19の公園で設置済みである。全て常設である。次に、県南部地域の公園における、かまどベンチやマンホールトイレ等の整備は、首都直下型地震の被害想定に基づき、甚大な被害が予想される市街地に位置する公園をまず優先的に行った。これらの施設の運営は、市町村が担う役割が大きいことから市町村の理解と協力が不可欠である。今後の整備に当たっては、避難地指定の状況や市町村の意向等も踏まえながら防災施設の充実について検討していきたい。

A．都市計画課長

5 5か年計画に位置付けられている35市町のほか、10市町で作成し、現在までに床上浸水被害などのあった45市町で作成されている。雨の降り方が変わってきていることもあるので、これまで浸水被害のなかった市町村においても、浸水が発生する恐れはある。内水ハザードマップの作成にこだわらず、どの場所が浸水に弱いかなど把握できるよう、市町村に対し技術的支援を行っていく。

A．保健体育課長

6 法的な裏付けについては、文科省の要項に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が示されている。また、全ての高校生を参加させることは、規模的に厳しいのが現状であるが、それに近づけるための対応として、学校で行われている、救急救命講習会などにおいて、この講習会に参加した生徒や教員がリーダーとなって、各校の講習会で学んだ内容を報告するなどの工夫をお願いしている。この講習会の報告書については、県内全ての公立学校に配布をして活用できるようにして

いる。なお、生徒、教師の自己負担は今もない。

Q．秋山委員

- 1 講習会について、交通費も含めて無料か。その点を確認したい。
- 2 耐震化に係る全ての費用の3分の1が、所有者の自己負担ということでもいいのか。

A．保健体育課長

- 1 交通費を含めて無料としている。

A．建築安全課長

- 2 内容によって異なる。県が所管する緊急輸送道路沿道の対象建築物においては、原則、耐震診断については補助率10分の10で、上限1,000万円、設計や耐震改修工事については補助率3分の2で、上限4,400万円となっている。う回路のない路線に関しては上限額をなくして補助している。